

公立大学法人秋田県立大学学長選考会議規程

平成19年3月26日

学長選考会議規程第1号

改正 令和4年4月14日

改正 令和5年3月3日

改正 令和6年2月13日

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田県立大学定款第10条第7項の規定に基づき、公立大学法人秋田県立大学の学長となる理事長（以下「学長」という。）を選考するため設置される機関（以下「学長選考会議」という。）の議事の手続きその他学長選考会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期等)

第2条 学長選考会議を構成する委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、経営協議会若しくは教育研究協議会の構成員でなくなったとき又は学長の候補者となったときは、委員としての身分を失う。

(議決事項)

第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。

- 一 学長の選考に関する事項
- 二 学長の任期に関する事項
- 三 学長の解任に係る申出に関する事項
- 四 その他学長選考会議に関し必要な事項

(会議)

第4条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、議長が招集する。

- 一 学長の任期が満了するとき
- 二 学長が辞任を申し出たとき
- 三 学長が欠けたとき
- 四 半数以上の委員から招集の要請があったとき

五 その他議長が必要と認めるとき

- 2 前項に定める会議の招集は、前項第一号に該当するときは任期満了の6月前までに、前項第二号から第五号までのいずれかに該当するときは、速やかにこれを行うものとする。
- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
- 4 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、予め議長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

- 第5条 会議の議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長の選考、学長の任期及び学長の解任に係る申出の決定に関する議事は、議長を含む出席した委員の3分の2以上の賛成によるものとし、これにより議決できない場合の取扱いについては、学長選考会議が別に定めるものとする。
 - 3 議決事項のうち議長が認めた議事については、書面又は電磁的記録により審議に付すことができるものとする。この場合において、第1項の規定にかかわらず、議長を含む委員(当該議事について議決に加わることができる者に限る。)の3分の2以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議事を可決する旨の会議の議決があったものとみなす。
 - 4 議事については、その要旨を速やかに公表するものとする。

(委員以外の者の出席)

- 第6条 議長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第7条 学長選考会議の庶務は、企画・広報本部において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成19年3月26日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に該当する場合を除き、最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の会議は、理事長が招

集し、議長が選出されるまでの間、議事の進行を行う。

附 則

この規程は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月13日から施行する。